

広島三菱徴用工事件再上告審判決

(大法院2018年11月29日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

2018. 11. 29 広島三菱重工業事件大法院判決
(速報訳 翻訳者 河井章子 伊地知紀子 張界満 山本晴太)

大 法 院
第 2 部
判 決

事 件 2013 다 67587 損害賠償 (기) 等

原告、被上告人 1. 亡朴昌煥訴訟受継人 朴在勲
訴訟代理人 法務法人 ハジョン
担当弁護士 ヤン・スンウォン
訴訟代理人 法務法人 エイウォン
担当弁護士 キム・ハクチャ、 ウ・ジョンウ
訴訟代理人 法務法人 シホン
担当弁護士 チュ・ソンフン
訴訟代理人 法務法人 法曹
担当弁護士 ハ・ヨンジュ、 チョン・ファニ、 イム・
ヨンヒョク、 クァク・ヒョヌン、 カン・
ヒョング、 イ・ヨンホ、
訴訟代理人 弁護士 キム・カヘ
訴訟代理人 法務法人 (有限) ログス
担当弁護士 パク・レヒョン、 イ・ジウォン

2. 亡李根睦訴訟受継人

ア イ・キルン
イ イ・ジョンフン
ウ イ・キョンフン
エ イ・キョフン
オ イ・ドフン
カ イ・セフン
キ イ・ヨンスク
ク イ・キフン

3. 亡李炳穆訴訟受継人

ア. イ・アンジン
イ. イ・サンギ
ウ. イ・キュメ
エ. イ・キュソン
オ. イ・スクチャ
カ. イ・スノク
キ. イ・スヒョン

4. 鄭昌喜

5. 亡鄭尚華訴訟受継人

ア ソン・ヨソン
イ チョン・サヒョン
ウ チョン・サフン
エ チョン・ヨンヒ
オ チョン・サヒョン
カ チョン・ソンヒ

原告ら訴訟代理人 法務法人 サミル

担当弁護士 イ・チュンヒ、チェ・ボンテ、ソン・ヘイク、イム・ソン
ウ、ヤン・サンヨル、クァク・キョンファ、ハ・ソンヒョプ、ペ・クン
ヨル、イム・ジンシク、

原告ら訴訟代理人 法務法人 ヘマル

担当弁護士 イム・ジェソン、キム・セウン、

原告ら訴訟代理人 法務法人 ソウル中央

担当弁護士 ヤン・ジョンスク

被告、上告人 三菱重工業 株式会社

日本国 東京都 港区 港南2-16-5

代表取締役 大宮 英明

訴訟代理人 弁護士 キム・ヨンガプ、イ・チェホ、チョ・ク
イジャン

差戻判決 大法院 2012. 5. 24. 宣告 2009 다 22549 判決

原審判決 釜山高等法院 2013. 7. 30 宣告 2012 나 4497 判決

主 文

上告を全て棄却する。
上告費用は被告の負担とする。

理 由

上告理由（上告理由書の提出期間が過ぎた後に提出された上告理由補充書等の書面における記載は、上告理由を補充する範囲内で）を判断する。

1. 上告理由 第1点について

差戻し後の原審はその判示のような理由を挙げ、亡朴昌煥^{パクチャンファン}、亡李根睦^{イ クンモク}、亡李炳穆^{イピョンモク}、原告鄭昌喜^{チョンチャンフィ}、亡鄭尚華^{チョンサンファ}（以下これを併せて「原告ら」という）は本件訴訟に先立ち日本で被告に対して訴訟を提起し、本件日本判決で敗訴が確定したとはいえ、本件日本判決が日本による韓半島と韓国人に対する植民支配が合法だという規範的認識を前提としており、日帝の「国家総動員法」と「国民徴用令」を韓半島と上記原告らに対して適用することが有効であると評価した以上、このような判決理由が含まれる本件日本判決をそのまま承認することは大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するものであり、従って我が国で本件日本判決を承認し、その効力を認めることはできないと判断した。

このような差戻し後の原審の判断は差戻し判決の趣旨に沿ったものであり、そこに上告理由の主張のような、外国判決承認の要件としての公序良俗違反に関する法理を誤解する等の違法はない。

2. 上告理由第2について

差戻し後原審は判示の理由を挙げ、原告らを労役に従事させた旧三菱が日本国の法律の定めるところに従い解散し、その判示の「第2会社」が設立された後に吸収合併の過程を経て被告に変更される等の手続を経たとしても、原告らは旧三菱に対する本件請求権を被告に対しても行使できると判断した。

このような差戻し後原審の判断もやはり差戻し判決の趣旨に沿うものであり、そこに上告理由の主張のような外国法適用に於ける公序良俗違反の成否に関する

る法理を誤解する等の違反はない。

3. 上告理由第3点について

差戻し後の原審は請求権協定によって原告らの被告に対する本件損害賠償請求権が消滅したかについて、判示のような理由を挙げて、原告らの損害賠償請求権は日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を原因とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権であるという前提から、このような慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれるとは認められないと判断した。

このような差戻し後原審の判断も差戻し判決の趣旨に沿うものであり、差戻し後原審で新たに提出された証拠を併せて考慮しても、この部分の判断に上告理由主張のような請求権協定の適用対象および効力に関する法理を誤解するなどの違法はない。

一方、被告はこの部分の上告理由で、上記のような慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれることを前提に、請求権協定で放棄された権利が国家の外交的保護権に限定して放棄されたのではなく個人請求権自体が放棄(消滅)されたものであるという趣旨の主張もしているが、この部分は差戻し後原審の仮定的判断に関するものであって、更に検討するまでもなく受け入れることができない。

4. 上告理由第4点について

差戻し後の原審は、1965年に韓日間の国交が正常化されたが、請求権協定関連文書が全て公開されない状況において、請求権協定により大韓民国国民の日本国または日本国民に対する個人請求権までも包括的に解決されたという見解が大韓国内で広く受け入れられて来た事情など、その判示のような理由をあげ、本件の訴え提起当時までも原告らが被告を相手に大韓民国において客観的に権利を行使することができない障碍事由があったと認めるのが相当であるから、被告が消滅時効の完成を主張して原告らに対する債務の履行を拒絶することは著しく不当で信義誠実の原則に反する権利濫用として許容されることができないと判断した。

このような差戻し後の原審の判断もまた差戻し判決の趣旨に従うものであり、そこには上告理由で主張するような消滅時効に関する法理を誤解するなどの違法はない。

5. 上告理由第5点について

不法行為によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料の金額については、事実審の裁判所が諸般の事情を参酌し、その職権に属する裁量によってこれを確定できる(大法院 1999. 4. 23 宣告 98 다 41377 判決など参照)。

差戻し後の原審はその判示のような理由で原告らに対する慰謝料を判示金額に定めた。差戻し後の原審判決の理由を記録に照らして検討すれば、この部分の判断に上告理由の主張のような慰謝料の算定において著しく相当性を欠くなどの違法はない。

6 結論

よって上告を全て棄却し、上告費用は敗訴者が負担することとして、関与大法官の一致した意見で主文のとおり判決する。

裁判長 大法官 趙載淵
主審 大法官 朴商玉
大法官 盧貞姫